

? こんなことでお困りではありませんか？



原産地判定

HSコード判定

サプライヤー証明・
原産性の判定番号
の取得

EPA の選択



例① アパレルメーカーから依頼を受けて、シャツを製造。
「この商品は日本産として証明できますか？」とメーカーから聞かれたが、布地は日本産とそうではないものが混ざっていて、日本産と言っていいか分からない。



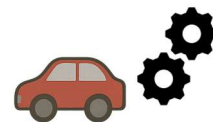
例② 自社で製造した電動工具のベトナムへの輸出に際し、原産地証明書を取得することに。取得には原材料の HS コードが必要と言われたが、どれがどの HS コードになるのか分からないので、判定の手助けをしてほしい。



例③ メキシコのスナック菓子を日本に輸入したいと考えている。
ところが「日・メキシコ EPA」「CPTPP」など複数の協定が利用できそうで、どちらを選べば関税が一番安くなるのか分からない。



例④ 自動車部品を大手メーカーに納めている町工場。
メーカーから「サプライヤー証明書」や「原産性判定番号」を提出してほしいと言われたが、いったい何のことか分からず困っている。



相広物流の

EPA 関税認定アドバイザーサービス

なら、解決できるかもしれません！

相広物流には、日本関税協会の **EPA 関税認定アドバイザー** の認定を受けた通関士が在籍しております。
豊富な専門知識でお客様のお困りごと解決をサポートいたします。

＼ まずはお問い合わせください！

相広物流株式会社 営業部

TEL : 045-263-8837

MAIL : sales@aikou-corp.jp

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町 89-6 HF 横浜山下ビルディング 5F

